

児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則の概要

1 本件規則について

本件規則は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「政令」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）に定めるもののほか、障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関し必要な事項を定めたものである。

2 改正の経緯

障害児入所医療について、政令第 27 条の 13 において、所得に応じて 1 か月当たりの利用者負担の上限額が設定されており、そのうち市町村民税非課税世帯においては、障害基礎年金を含む前年の公的年金等収入金額と合計所得金額等との合計額が年収 80 万 9,000 円以下であることが「低所得 1」の区分の基準として設定されていた。

今般、国において、令和 7 年の障害基礎年金 2 級の支給額が 80 万 9,000 円を超えることを踏まえ、低所得者の自己負担に影響が出ないよう、基準額を 82 万 6,500 円以下に見直し、令和 8 年 7 月 1 日から施行する児童福祉法施行令等の一部を改正する政令が公布されたところである。

この基準額を本件規則の第一号様式及び第四号様式に記載していることから、所要の改正を行った。

3 改正の概要

第一号様式及び第四号様式の該当部分の額（80 万 9 千円以下）を改正後の基準（82 万 6 千 5 百円以下）に改めた。

4 施行日

令和 8 年 7 月 1 日